

第114号

令和元年11月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館2F ☎231-0763 FAX241-3216



令和元年10月3日 全国法人会三重大会 松浦武四郎記念館視察

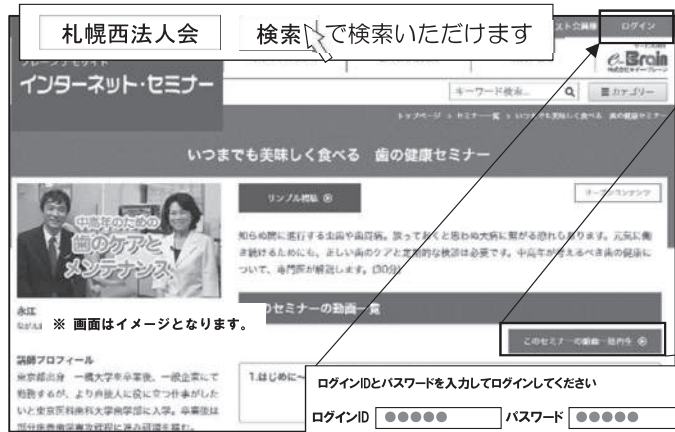
目次

インターネットセミナーのご案内	2
全国・全道大会報告	3
全道（室蘭）大会税制改正の提言	4～9
札幌西法人会 担当税理士紹介	10
「タイムライン」策定で風水害防げ	11
世界の注目が集まる「マインドフルネス」とは	12～13
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	13
札幌市からのお知らせ（特別徴収）	14
内閣府・総務省からのお知らせ（マイナンバーカード）	15
参考図書無料贈呈のご案内	16

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp>



会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

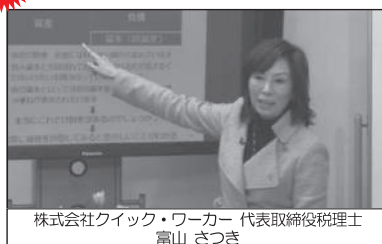
NEW

令和の時代へ：
国民と共に歩まれる天皇陛下



お勧め

社長必見！！会社の資金繰り



お勧め

「令和」の新時代 明治以降の改元
と日本経済の変遷 (前編)



	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	心を届けるビジネスメールの基礎知識	高嶋 幸太	47分	一般経営	NEW 地域における新しい人材と企業のあり方	白砂 祐幸	43分
	物と時間の整理整頓講座	江間 みはる	57分		NEW 代替わりイノベーションの成功事例	藻谷 ゆかり	88分
	働き方改革時代に求められる組織活性化のあり方	和田 勉	63分		NEW どんぶり勘定の会社はまだまだ伸びる！「小さな会社のお悩み解決」の立役者に聞く	立石 裕明	33分
	相手を不快にさせない言葉遣いの実践講座	池田 泰美	51分		NEW 事業承継をスムーズに行うための 思いや理念の浸透と承継のステップ(1)	武田 育紀	26分
	★ モチベーションを無理に上げずに楽しく仕事ができる方法	中野 美加	15分		特例事業承継税制を活用し、自社株を無税で次世代経営者に譲る	佐伯 優	60分
労務	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	税務・経理	認知症で困らない！「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分		横山式シンプル・キャッシュフロー計算書でキャッシュの増減理由をつかむ	横山 悟一	64分
政治・経済	「令和」の新時代明治以降の改元と日本経済の変遷 後編	岡田 晃	40分	実務家	元地域土着スーパー社長が語る地域の未来	小林 久	40分
	フィリピンの経済成長を利用した資産形成	佐々木 良介	79分		AIに負けないこれからの人づくり	篠木 雄司	53分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-231-0763**

第

56

回

北海道法人会 全道（室蘭）大会開催

令和元年9月5日 室蘭市の室ガス文化センターに於いて全道大会が開催され、出席者700名超（当会20名）の賛同により税制改正提言事項が採択されました。

また、第二部の記念講演会では、サイエンス作家 竹内 薫氏による「人工知能（AI）の進化～共存し生き残る道とは～」と題して大変興味深いお話がありました。

全国県連からの税制改正提言は全法連で集約され、10月3日に全国法人会（三重）大会で採択されました。法人会の税制改正提言は、今後関係各機関・国会議員に対しても行います。

法人会の消費税に対するスタンスは、間税会や経団連・商工会議所・税理士会と共に10%まではやむを得ないが軽減税率には反対していましたが、軽減税率が導入されたことから、経理・会計システム対応等に時間とコストを要するだけでなく、キャッシュレス化対応等新たな負担もあり、引き続き周到な制度周知とキメ細かな支援措置の実施を求めています。

（全道室蘭大会）

開催日 9月5日(休)

場所 室ガス文化センター

内容 令和2年度税制改正提言決議（全道意見）

参加人員 700名（当会20名）



室蘭大会式典

（全国三重大会）

開催日 10月3日(休)

場所 津市産業・スポーツセンター

内容 令和2年度税制改正提言決議（全国意見）

詳細は全法連「ほうじん」秋号 参照

参加人員 1,700名（当会22名）



室蘭大会式典（福山会長）

（女性部会全道札幌大会）

開催日 10月18日(金)

場所 札幌パークホテル

内容 税の絵はがきコンクール結果発表

参加人員 約500名（当会36名）



三重大会式典

（全国青年の集い大分大会）

開催日 11月8日(金)

場所 iichiko総合文化センター

内容 租税教室 事例研究

参加人員 約2,500名（当会18名）

北海道
法人会
連合会

令和
2年度

税制改正提言

(基本的な課題)

1. 財政健全化

政府は、PB（プライマリーバランス）黒字化の達成時期を2020年度から2025年度に延期した。しかし、2022年度から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めるなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要である。

「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わった。これは一体改革の理念を根底から覆すことになり、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えるものである。

本年10月より消費税率は10%に引き上げられるが、社会保障制度の充実や安定、財政健全化などを考慮すると、消費税率10%超の議論を始めておく必要がある。

2. 社会保障制度

骨太の方針2019では、高齢者の雇用・就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を企業の努力規定として求めていくことが検討されているが、その際、年金支給開始年齢の引き上げを一体的に議論する必要がある。また、在職老齢年金制度の廃止も検討されているが、年金財源不足により、将来世代の年金水準が低下しないよう、慎重に臨むことを求める。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

3. 行政改革

今般の消費税引き上げは国民に痛みを求めるものであり、改革の先送りは許されない状況となっている。消費税を引き上げる前提に、「行革の徹底」があったことを想起する必要がある。行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

このように、財政健全化と持続可能な社会保障制度の確立の両立は国家的課題であり、これら課題に対応する前提として行政改革の徹底が急がれる。

また、地域経済の担い手である中小企業が活力ある企業活動を展開し健全な成長を遂げていくためには、企業の自助努力はもとより、中小企業の潜在的な成長力を引き出し、競争力の向上を促す実効性のある税制措置が強く求められている。

第1 法人課税について

1. 法人税率の引き下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74

％となった。

しかし、アジア主要諸国（10ヵ国）の平均は22％、OECD加盟国の平均は25％であり、米国においても28％（カルフォルニア州）へ引き下げられている。経済のグローバル化が進みASEANの枠組みの中だけでさえも、日本企業の海外進出が加速しかねない。国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から、25％程度まで引き下げるよう求める。

2. 課税ベースの拡大について

①欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

原材料の高騰や人手不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70％を支える中小企業の経営は依然として厳しい。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

②外形標準課税の拡大反対

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものである。中小企業への課税強化には断固反対する。

3. 中小企業軽減税率の引き下げ等

平成31年度（2019年度）税制改正によって中小企業者等の法人税率の特例が、令和2年度（2020年度）末に2年間延長された。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引き上げを求める。

4. 政策税制措置の拡充・恒久化

①中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

平成31年度（2019年度）税制改正において、令和2年度（2020年度）末までに2年間延長された。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等、経営力向上計画の認定が不要な中小企業投資促進税制の更なる拡充および恒久化を求める。

②少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、平成31年度（2019年度）末に適用期限を迎える。

償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引き上げることを求める。

また、中小企業の利用頻度が高く、既に定着していることから恒久化し、更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引き上げおよび取得合計額の上限も撤廃することを求める。

③生産等設備投資促進税制の復活

平成28年度末に廃止された「生産等設備投資促進税制」は「中小企業経営強化税制」に生まれ変わり、平成31年度（2019年度）税制改正において、働き方改革に資する設備投資と明確化した上で2年間延長されたが、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪い。戦後最長の

景気拡大と言われているが、中小企業まで浸透しておらず、道半ばである。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から、中小企業を対象に生産等設備投資促進税制を復活させることを求める。

5. 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例が、平成31年度（2019年度）末に適用期限を迎える。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、恒久化、定額控除限度額の引き上げを求める。

6. 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

7. 中小企業の欠損金の繰戻し還付制度の拡充

中小企業の欠損金の繰戻し還付制度が、平成31年度（2019年度）末に適用期限を迎える。現行、繰戻し期間が1年に限定されているが、欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度へ見直すとともに、恒久化を求める。

第2 所得課税について

1. 所得税の配偶者控除及び課税方式の見直しについて

一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

第3 資産課税について

1. 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引き上げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行われた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引き上げを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2. 贈与税

①贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げについて要望する。

②相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

また、その場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3. 事業承継税制

①改正事業承継税制の周知と更なる要件緩和

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。

また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進をはかるため以下の要件の見直しを求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

②事業用財産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は一步前進したが、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは免除する制度の早期創設を強く求められる。

第4 消費課税について

①軽減税率について

軽減税率制度は本質的に導入すべきではないと考えるが、平成28年度の税制改正において、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として、軽減税率制度が令和元年10月に導入されることとなる。

軽減税率制度の導入にあたり、経理・会計システム対応等に時間とコストを要するだけでなく、キャッシュレス化対応等新たな負担もあり、引き続き周到な制度周知とキメ細かな支援措置の実施を求める。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引き上げに伴い令和元年10月から区分記載請求書方式、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなった。移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

また、小売事業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられているが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、中小企業者の間で価格転嫁についての不安は未だ大きく、円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

第5 地方税制について

1. 固定資産税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、地域格差はあるものの都市部で地価上昇の兆しが表れるなど重税感が高まっており負担減を求める。

また、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化等評価方法および課税方式の抜本的見直し（宅地評価の収益還元価格での評価等）を求める。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

2. 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を要望する。

3. 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行ふべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう要望する。

4. 安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう要望する。

5. 申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう要望する。

第6 その他

1. 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告(eLTAX)との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2. 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3. 寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど必ずしも法人等の本来的な財務能力（寄付能力）を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4. 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。

また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

5. 社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現するなどメリットは大きいですが、個人情報流出や悪用への対応など費用対効果が課題となる。

個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対しては過度な事務負担とならないよう柔軟な運営を求める。

6. 災害対応税制 激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で行うこととされている。しかし、

- ① 激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
- ② 激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
- ③ 激甚災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすることが適当である。

札幌西法人会担当税理士紹介

(令和元年6月～令和3年6月)

令和元年8月、法人会各支部の担当税理士が変わりましたのでご紹介します。

(R1.8.20 現在)

法人会支部及び担当税理士	担当部会	事務所住所	電話
1. 桑園	桑園		
担当部会長 野村 重人		中央区北6条西24丁目 YMビル 税理士法人日本会計グループ 札幌中央事務所	644-8988
担当会員 菅 勝弘		中央区北2条西13丁目 札幌第一会計ビル 5階	211-8186
2. 大通	中央		
担当部会長 安倍 亨		中央区南1条西13丁目4-39 中央財務税理士法人	281-5811
担当会員 久保 長旦		中央区南1条西11丁目1 コンチネンタルビル 榮光税理士法人	221-1100
3. 山鼻	山鼻		
担当部会長 白石 祐之		中央区南10条西16丁目1-1 光永剛税理士事務所	563-8033
担当会員 吉田 敏洋		中央区南12条西23丁目1-25-107号	552-2108
4. 円山	円山		
担当部会長 竹原 尚志		中央区大通西28丁目1-2 円山公園ビル 2階	215-7248
担当会員 佐藤 春樹		中央区大通西28丁目1-2 円山公園ビル 4階	590-0927
5. 琴似・八軒	琴似		
担当部会長 根本 良太		西区琴似2条4丁目1-24 ヤマチビル3階 B	633-7255
担当会員 佐々木 優		西区琴似2条1丁目3-5 クロスロード琴似 701 税理士法人みのり会計	614-0555
6. 発寒	大通		
担当部会長 市田 勝		中央区大通西12丁目4 あいおいニッセイ同和損保 札幌大通ビル2階 朝日税理士法人	221-0660
担当会員 山本 和雄		中央区大通西14丁目3-14-905号	090-5956-7636
7. 西宮・西野・手稲	西野・発寒・手稲		
担当部会長 小山内 一木		西区西野2条6丁目4-29	662-6875
担当会員 瀧谷 和隆		手稲区曙4条2丁目3-12 2階	688-1530
担当会員 村岡 学		西区西町南12丁目2-32	624-5880

「タイムライン」策定で風水害防げ



日刊工業新聞社 岡田直樹

8月末、九州北部が記録的な大雨に見舞われ、佐賀県を中心に大規模な浸水被害が発生した。大町町では浸水した鉄工所から熱処理加工品の冷却に使用する油が大量に漏洩し、住宅地や農地に流れ込んだ。一部は海に流出したとみられ、環境への影響が懸念される。

台風や豪雨から従業員の安全や設備をどう守るか。拠点数が少ない中小企業にとっては死活問題といえる。また今回のようにCSR(企業の社会的責任)が問われかねないケースもある。地球温暖化によるとみられる気候変動は予断を許さない。過去の水害に基づく被害

想定は通用しないとの前提に立ち、防災対策を総点検したい。

東日本大震災以降、企業の事業継続計画(BCP)の策定は進んだ。ただ台風や豪雨はかなりの確度で被害が予測できるにもかかわらず、地震に比べ対策の優先度は低い。タイムライン(事前防災行動計画)の考え方をBCPに取り入れ、被害を最小限にとどめたい。

台風のように時間の猶予がある災害にタイムラインは有効だ。具体的には、国、自治体、企業、住民などが連携し、発災が予測される時刻に向かって「いつ」「誰が」「何をするか」、あらかじめ策定した計画に沿って実施主体が時系列で防災行動をとることをいう。米国では2012年に大型ハリケーン『サンディ』がニューヨーク市を直撃したが、タイムラインを策定していたため避難が円滑に進み、被害を最小限にできた。

日本でも近年、時間あたりの雨量に増加傾向がみられるなど、台風や豪雨による被害は多発・激甚化する傾向にある。拠点が少ない中小企業ほどタイムラインの考え方を取り入れ、BCPの高度化と守備範囲の拡大を図る必要がある。

本社や工場が台風の進路にあたる場合、自治体や気象庁の情報をもとに従業員が安全を確保できる時刻に帰宅の指示を出す。河川の氾濫が予測される場合は、設備をかさ上げしたり、部品や製品を安全な場所に移動したりするなど、タイムラインで初動対応を前倒ししたい。雨量監視・メール警報システムの導入や配電盤の上層階設置、流出により環境汚染の危険がある油類や化学物質などの安全管理といった日頃の備えも大事になる。

その際、国の支援制度を上手に活用したい。今年度から中小企業が災害への事前対策の強化を目的に防災・減災設備を取得する場合、取得価格の20%の特別償却を認める制度が新設された。自家発電機、排水ポンプ、貯水タンク、浄化装置、衛星電話、データバックアップシステムなどの導入が対象になる。特別償却を受けるには、経済産業大臣に事業継続力を強化するための計画を申請し、認定を受ける必要がある。

タイムラインを企業行動に定着させるには、想定された被害が発生しない「空振り」を組織として許容できるかどうかがかギになる。経営者が「空振り」による経済的・時間的ロスを意識しすぎるあまり、行動が委縮してしまっては元も子もない。

また、策定しただけでは絵に描いた餅にすぎない。大雨の危険が迫るタイミングをとらえて、自治体などと連携しながら訓練を繰り返すことにより、従業員に習慣づけるとともに、より実効性のある対策に絶えず改善を加えていくことが肝要だろう。

【筆者紹介】

岡田直樹(おかだ・なおき) 1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。デスク、論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、副論説委員長。埼玉県出身、60歳

世界の目が集まる「マインドフルネス」とは

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

“心の筋トレ”と言われる瞑想でパワーアップ



言葉としては、マインドは心・精神、フルネスは満ちる・たっぷり、といった意味ですね。しかし現在、世界各国で提唱されているマインドフルネスとは、「自分は今、ここにいる」ことを強く意識する瞑想法を指します。

仏教の教えをベースに、1970年代にアメリカの脳科学者らによって体系付けられましたが、「今ここに」は「be here now」もしくは「now and here」として教義の核心になっています。

具体的には、瞑想に当たって過去や未来のことは意識せず、現在のあるがままに気づきなさい、ということです。瞑想に慣れてくると、「この世とは全てが、ただやって来て、過ぎ去って行く」のだという自然の摂理に気づき、現在の大切さが分かるそうです。つまりマインドフルネス瞑想とは、過去のことは忘れ、将来の不安は考えず、現在の大切さに気づくトレーニングである、ということでしょう。諸説はありますが、気づきという言葉は頻繁に使われ、「気づき瞑想」とも言われます。

マインドフルネス瞑想の効能については、米マサチューセッツ大学医学大学院のジョン・カバット・ジン教授を抜きにしては語れません。瞑想を初めて医療分野に取り入れて、慢性的な痛みの対処に貢献したほか、ストレス低減法を開発し、職場でストレスに悩む労働者の生産意欲を高めました。

これを知ったアップル、グーグルなどの大企業がいち早く社員研修に導入したことがたちまち流布され、日本も含め世界的な追随が続いています。

マインドフルネスはスポーツ界に浸透しても不思議ではありませんが、既にアスリートにも重宝され、バスケットのマイケル・ジョーダン選手、テニスのジョコビッチ選手らが励んでいると伝わっています。

自宅で行うには「自分の呼吸に気づく」が基本とか



日本でもマインドフルネス学会が創設されて、道場のような教習所が多くできているほか、ガイドランスの書籍やビデオも多く販売されています。個人や仲間健康のために瞑想に励む機運も高まっています。そして自宅で行う主婦や仕事帰りの男性も激増しているので、そのポイントを示します。

まず座布団に座りますが、正座でも足を組んでも、さらに椅子に座っても構いません。ただし姿勢は背筋を伸ばし、初めは半眼から静かに目をつぶります。さて「ここにいるのを意識する」とは難しいかも知れませんが、意識して呼吸をするとコツが分かってきます。ああ今、息が出ていった、今度は入ってきた・・・といった要領です。

この呼吸法が自然の形で身につけてくると、次第に自分は今、生きているのだ、感謝をしなければ、といった意識に変わり、心が安定して、理解力や集中力が高まっていくそうです。初めは5分ほどでもいいですが、馴れてくると15分ほどは欲しいですね。そして重要なのは、習慣として毎日続けること。そうでないと“心の筋トレ”にはなりません。

マインドフルネスが世界的な人気になっているのは、宗教色を排除して誰でも気軽に取り組めるからだと言われていますが、同じマインドでも気をつけなければならないものもあります。お分かりの方も多いでしょうが、オカルト集団の洗脳などで問題になったマインドコントロールです。先日、知り合いの若い女性が「今ね、マインドに凝っているの」と嬉しそうに言うので、「誤解を招かな

いように、フルネームで話さない」と忠告しました。

瞑想を辞書で引くと「目を閉じて静かに考えること」とありますが、人類の歴史は瞑想と共にある、とも言えるのではないのでしょうか。日本の座禅は元より、インドのヨガ（ヨーガとも）もそうですし、中国の太極拳は“動く瞑想”呼ばれています。

沈黙思考という四字熟語のある日本では、これまでの瞑想とは少し違うかも知れませんが、黙って静かに考えるのは日常的でした。筆者は中学生の頃から大人に混じって剣道をしていましたが、終わると正座して目をつぶり、本日の反省点を考えるのが日課でした。“心の筋トレ”はともかく、頭の中がリフレッシュされたのは確かでした。

【筆者紹介】

大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

私たちは公益法人を支えます

（令和元. 6～元. 9 新入会員）

支 部	新 会 員 名	住 所 （個人会員の自宅略）	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	北海道人材バンク(株)	中) 伏見 3 丁目 8-33	ベル食品(株) 福山恵太郎
	(有)丸長そば店	中) 南10条西12丁目 1-35	大同生命保険(株) 伊藤由香里
	(有)金福 福田商事	中) 南12条西15丁目 3-30	AIG損害保険(株)札幌支店 丸
大 通	(株)サイドシステムズ	中) 北 1 条西16丁目 1-27 4 F-D	大同生命保険(株) 原田睦
	鎌田司法書士事務所	中) 大通西18丁目1-40 プログレッシブオフィス6階	札幌 正栄機工(株) 及川泉
円 山	ひがき尚子事務所	中) 北 2 条西24丁目 1-14 M.Iビル 3 F	(株)花岡電器 花岡伸郎
	円山カラダ整骨院	中) 北 3 条西20丁目 2-16 北 3 条MMビル101	AIG損害保険(株)札幌支店 ICA小熊
	サロン ハレクラニ	中) 宮の森 3 条10丁目 3-11 宮の森パークハウス601	英和工業(株) 飯田郁江
桑 園	(株)進学舎	中) 北 7 条西20丁目 1-8	AIG損害保険(株)札幌支店 岡島
	高橋宗史（個人）		石狩ペイント(株) 佐良土雄亮
	(株)ユニオンスター	中) 北 4 条西20丁目 1-28 N420ビル	英和工業(株) 飯田郁江
琴 似	菊池勝彦（個人）		(有)試験場前自動車学園 泉みち子
八 軒	(株)西栄建設	西) 八軒 8 条西 2 丁目 4-23	菊池勝彦
	(一社)美栄	西) 八軒 7 条西 4 丁目 1-7	AIG損害保険(株)札幌支店 吉田真悦
	(株)フリースプラウト	西) 八軒 6 条西 4 丁目 2-1	(株)オーク 酒井和子
西 宮	松下和正（個人）		AIG損害保険(株)札幌支店 小豆島純
西 野	(株)三玄設備	西) 福井 6 丁目 1-37	AIG損害保険(株)札幌支店 七條
	(株)アムテック	西) 平和 3 条10丁目 5	(株)武田設備工務店 恩田守
	ホームファクトリー(株)	西) 西野 5 条 5 丁目12- 1	(株)武田設備工務店 恩田守
	(有)山内電機	西) 平和 3 条 6 丁目 5- 1	(株)North 廣瀬紀由樹
	H・C・D(株)	西) 西野 8 条 5 丁目 7-16	(株)高橋電気設備工事 高橋寛
	(株)来多縁太	厚別) 厚別東 5 条 4 丁目 1-7-102	(株)花井組 花井俊文
	なないろカフェ シェリーのポッケ	西) 西野 6 条 2 丁目 3-26	(株)オフィス・K 小林一志
			(株)オフィス・K 小林一志
手 稲	リライアブル・ホーム(株)	手) 手稲本町 1 条 3 丁目 4-5 藤川ビル 2 F	(有)グループ・ダイナミクス総合研究所 藤原靖広
	(株)北裕コーポレーション	手) 曙 2 条 4 丁目 1-70	AIG損害保険(株)札幌支店 松浦俊介
	(株)NCシステム	手) 曙 2 条 4 丁目 1-70	AIG損害保険(株)札幌支店 松浦俊介
	(株)片桐鋼業	手) 前田13条10丁目17- 8	AIG損害保険(株)札幌支店 小林輝人
	(同)N&T	手) 富丘 4 条 4 丁目 9-10	AIG損害保険(株)札幌支店 小林輝人
	行政書士 築田直哉事務所	手) 明日風 3 丁目 6- 1	(株)松井ストアー 松井隆文
	スナック シャレット	手) 手稲本町 1 条 3 丁目 末永ビル 1 F	(有)グループ・ダイナミクス総合研究所 藤原靖広

札幌市からのお知らせ

従業員の個人の住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。

＜例外として普通徴収が認められる事由＞

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である
- (7) 雇用期間が1年以内である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和元年分の給与支払報告書を御提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。

なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。詳しくは、下記の札幌市ホームページを御覧ください。

* 「個人市・道民税（住民税）の給与からの特別徴収について」 ☞ <<http://www.city.sapporo.jp/citytax/kyuutoku2.html>>

給与支払報告書の提出等はeLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

札幌市では、給与支払者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書や異動届出書等の電子申告を導入しております。

無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限り）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

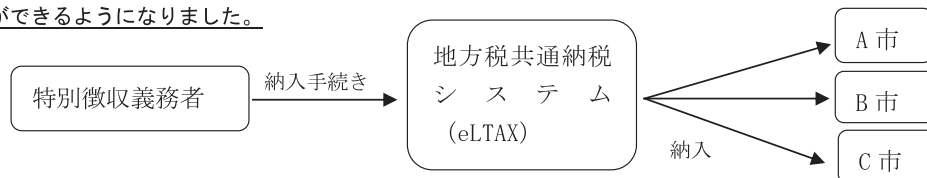
●eLTAXまたは光ディスクでの給与支払報告書の提出義務の基準が変わっています

eLTAXまたは光ディスクでの給与支払報告書の提出義務の基準が変わったことにより、平成31年度（平成30年分）の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、令和3年度（令和2年分）の給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等で提出する必要がありますので、お早めに御準備をお願いします。

※前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準以上となるときは、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

令和元年10月より、地方税共通納税システムの運用が開始されたことに伴い、特別徴収の納入手続きがインターネットを通じて行うことができるようになりました。



従来は、納入書を使用し、金融機関等の窓口にて納入手続きを行っていただいておりますが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットからの納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、手数料は無料となっておりますので、どなたでもお気軽に御利用いただけます。

詳しくは、下記のeLTAXホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構） ☞ <<http://www.eltax.jp/index.html>>

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書
になる!

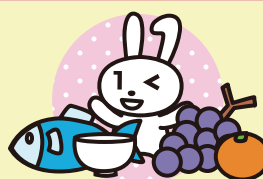
ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ
で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!

※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30～23:00までとなります。



ポイントで **2020年度**
買い物ができる! **実施予定!**

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!



健康保険証
として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ビッとかがずだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの
申請方法ははこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手82円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

(部数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

- ① 事業者のための消費税の軽減税率〇×判定 (ケース別Q&A) ② 消費税軽減税率に対応した区分経理とインボイスQ&A ③ 令和元年度便利でわかりやすい会社税務のてびき



(44ページ)



(48ページ)



(104ページ)

- ④ 定年前後のしくみと手続き 年金・保険・税金 (2019年版) ⑤ 「良い人」が会社に残る中小企業のための人材定着ノウハウ ⑥ いま、管理者が直面する労務管理のポイント20



(61ページ)



(32ページ)



(48ページ)

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館2階 ☎231-0763 FAX241-3216
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員 (○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

(切手82円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。
法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							